

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府首相

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

第 51/2011/QĐ-TTg 号

ハノイ、2011 年 9 月 12 日

決定

エネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用が必要な
手段・設備のリスト及び実施に関する規定

政府首相

2001 年 12 月 25 日付の政府組織法に基づき、

2010 年 6 月 28 日付の省エネ法に基づき、

政府が 2011 年 3 月 29 日に公布した省エネ法の詳細及び施行方法について規定した議定第 21/2011/ND-CP 号に基づき、

商工省大臣による要請を検討した結果、

決定

第 1 条 エネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用が必要な手段・設備のリスト

1. 家電製品：直管蛍光灯、コンパクト蛍光灯、蛍光灯用の電磁・電子バラスト、エアコン、冷蔵庫、家庭用洗濯機、炊飯器、扇風機、テレビなど。
2. 事務機器及び商業用機器：コピー機、パソコンモニター、プリンタ、冷蔵ショーケースなど。
3. 工業用設備：配電用トランス、電動機
4. 交通運輸手段：小型自動車（乗車定員 7 人まで）

第 2 条 エネルギーラベル貼付の実施

1. 家電製品、工業用設備について
 - a) 2012 年 12 月 31 日までに自発的なエネルギーラベルの貼付が勧められる。
 - b) 2013 年 01 月 01 日からは、エネルギーラベルの貼付が強制となる。
2. 事務機器及び商業用機器について
 - a) これらの機器類については、自発的なエネルギーラベルの貼付が勧められる。
 - b) 2014 年 01 月 01 日からは、冷蔵ショーケースに対するエネルギーラベルの貼付が強制となる。
3. 交通運輸手段について

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 2014年12月31日までに自発的なエネルギーラベルの貼付が勧められる。
- b) 2015年01月01日からは、エネルギーラベルの貼付が強制となる。
4. 本決定の第1条に定める手段・設備リスト以外のものについては、自発的なエネルギーラベルの貼付が勧められる。

第3条 エネルギー最低効率レベル適用の実施

1. 家電製品について

2014年01月01日から、エネルギー効率がエネルギー最低効率レベルより低い設備機器の輸入・製造が禁止される。

2. 工業用設備、事務機器及び商業用機器について

2015年01月01日から、エネルギー効率がエネルギー最低効率レベルより低い設備機器の輸入・製造が禁止される。

3. 白熱電球各種について

2013年01月01日から、消費電力60W以上の白熱電球の輸入・製造・流通が禁止される。

第4条 エネルギーラベルの貼付及びエネルギー最低効率レベル適用の実施に対する補助

1. 実施に従ってエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備のエネルギー効率の検査・実験・認定をするための専門実験施設及び装置を建設する。
2. エネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備のエネルギー効率の検査・実験を行う幹部管理者・技術者・従業員を育成し、専門スキルを向上させる。
3. エネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベル適用が必要な手段・設備についての宣伝・情報の普及活動を行う。
4. 本決定の実施において、対象のエネルギーラベル貼付の推進事業を立ち上げる。
5. 省エネに関する国家目標プログラムの経費から一部を省エネ製品に転用し、製造技術の改善、製造者によるエネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用を実施するところに補助を行う。

第5条 施行

1. 商工省の責任

- a) 本決定の第2条・第1項及び第2項に定めるエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備に対するエネルギーラベルの貼付の啓蒙・検査・監督を行う。
- b) エネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用が必要な手段・設備リストの追加を関連省庁と連携して政府首相に申請する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- c) 本決定の第 4 条に定めるエネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用に対するサポートを立案し実施する。

2. 交通運輸省の責任

本決定の第 2 条・第 3 項に定める手段・設備に対するエネルギーラベルの貼付を啓蒙・検査・監督する。

3. 科学技術省の責任

- a) エネルギーラベルの貼付を実施する上で適切な手段・設備のエネルギー効率及びエネルギー最低効率レベルに関する国家基準の創設・制定を主導し、関連省庁と連携して行う。
- b) 2012 年 12 月 21 日までにエネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用が必要な手段・設備リストに該当する手段・設備のエネルギー効率の基準を制定する。
- c) エネルギー効率・エネルギー最低効率レベルを 5 年毎に公開する。

4. 財務省の責任

- a) エネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用を実施するための国家予算によるサポート体制を主導し、計画投資省及び商工省と連携して行う。
- b) エネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用が必要な手段・設備に対する輸入手続きの案内を主導し、関連機関と連携して行う。

5. 各省・中央直轄市の人民委員会の責任

専門機関・地方の省エネ機関が関連省庁と連携して本決定に定めるリストに該当する手段・設備に対するエネルギーラベルの貼付・エネルギー最低効率レベルの適用の実施を検査・監督するように指導する。

第 6 条 発効

1. 本決定は 2011 年 11 月 01 日より発効する。
2. 各省大臣、省に相当する機関の長、政府直轄機関の長、各省・中央直轄市人民委員会委員長（知事）、関連機関・企業・組織の長・最高責任者及び関連個人は、本決定に従って施行する責任を持つ。

宛先：

- ・ 党中央書記局
- ・ 政府首相、各副首相
- ・ 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- ・ 汚職防止対策指導中央委員会事務局
- ・ 各省・中央直轄市の人民評議会・人民委員会

首相

(サイン済み)

Nguyen Tan Dung

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- 党中央事務局、党の各委員会
- 国家主席事務局
- 国会民族評議会、国会各委員会
- 国会事務局
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家監査機関
- 国家財務監査委員会
- ベトナム社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府事務所：大臣主任、各副主任、ポータルサイト、各局・部・附属機関、公報
- 保管：書類管理部、業種経済局（KTN）
(5部)